

ため池等整備事業（一般）

1. 趣 旨

- (1) 農業にとって不可欠な施設である農業用排水施設は、農民の多大な労力と資金により、嘗々と歴史的に築きあげられたものであり、今や農村社会にとって重要な社会資本となっている。
- (2) 一方、兵庫県南部地震における被害をはじめとして、豪雨、地震等による農業用施設の災害は毎年膨大な量に達しており、さらに、これらの災害は、近年の都市化、混住化の進展に伴い、周辺及び下流域の農用地、農業用施設はもとより、民家・公共施設や、更には人命まで被害を及ぼす危険性がある。
- (3) このため、老朽化し早急に整備が必要なため池及び用排水施設の整備、傾斜地等の土砂崩壊防止施設、湖岸堤防の改修等のハード整備を行うとともに、ハザードマップの整備や地域の防災体制の整備等のソフト対策を行い、災害の未然防止又は被害の最小化を図る。

2. 事業内容

- ・災害の発生のおそれがあるため池等の整備
- ・風水害等による土砂の崩壊を防止するための土留工等の整備
- ・湖沼等に隣接する農用地を保全する堤防、樋門等の整備
- ・防災情報管理システムの整備
- ・ハザードマップの作成支援、地域の防災体制の整備等

3. 事業実施主体等

(1) 事業主体

都道府県、市町村等

(2) 採択要件

ため池整備工事

都道府県（大規模）	受益面積：100ha 以上	総事業費：80 百万円以上
	（小規模）受益面積：10ha 以上	総事業費：8 百万円以上
市町村等（大規模）	受益面積：60ha 以上	総事業費：80 百万円以上
	（小規模）受益面積：60ha 未満	総事業費：8 百万円以上

条件によって緩和措置あり

4. 補助率

大規模 55%，小規模 50%（内地）

5. 平成19年度概算決定額

14,718,000（20,034,983）千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

